

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和8年3月4日

京都市長 松 井 孝 治

1 届出者の氏名及び住所

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 笹田 賢一

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール KYOTO

京都市南区西九条北ノ内町12番

京都市南区西九条鳥居口町1番地、2番地1、4番地1、4番地2

京都市南区西九条院町25番地、26番地、26番2、26番3

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
ア 大規模小売店舗の名称及び所在地	イオンモール KYOTO 京都市南区西九条北ノ内町12番地、18番地 京都市南区西九条鳥居口町1番地、2番地、4番地1、4番地2 京都市南区西九条院町25番地、26番地、26番地2	イオンモール KYOTO 京都市南区西九条北ノ内町12番 京都市南区西九条鳥居口町1番地、2番地1、4番地1、4番地2 京都市南区西九条院町25番地、26番地、26番2、26番3

イ 大規模小売店舗 を設置する者の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては 代表者の氏名	みずほ信託銀行株式会社 取締役社長 梅田 圭 東京都千代田区丸の内一丁目3 番3号	みずほ信託銀行株式会社 取締役社長 笹田 賢一 東京都千代田区丸の内一丁目3 番3号
ウ 大規模小売店舗 において小売業を行 う者の氏名又は名称 及び住所並びに法人 にあっては代表者の 氏名	株式会社光洋 代表取締役 平田 炎 大阪府大阪市北区天神橋2丁目 3番16号 ほか25件	株式会社光洋 代表取締役 西峠 泰男 大阪府大阪市北区天神橋2丁目 3番16号 ほか29件

(3) 変更年月日

- ア 令和7年9月1日
- イ 令和6年4月1日
- ウ 令和7年8月9日

3 届出年月日

令和7年10月1日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局地域企業振興室

(2) 期間

令和8年3月4日(水)から同年7月6日(月)まで(京都市の休日を定める
条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業振興室

(2) 提出期限

令和8年7月6日(月)

(産業観光局地域企業振興室)